

株 主 各 位

東京都練馬区豊玉北二丁目23番2号

鈴茂器工株式会社

代表取締役社長 鈴木 美奈子

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都練馬区高松五丁目8番20号 J. CITY
ホテルカデンツァ東京 2階アゼリア
(名称変更：旧ホテルカデンツァ光が丘)

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第61期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.suzumo.co.jp>)に掲載いたしますのでご了承ください。

◎株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産ならびに株主総会後に開催しておりました試食会は、中止させていただきます。

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、当社では、以下の対応を実施させていただきますので、事情ご賢察のうえ、ご理解ならびにご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 当社の対応について

- ・株主総会に出席する役員および係員は、検温等を含め体調を確認したうえで参加いたします。また、マスクを着用させていただきます。

2. 株主様へのお願い

- ・感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。特に、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は慎重なご判断をお願いいたします。なお、株主総会の模様を、インターネットにて映像と音声でライブ配信いたします。詳細は、「株主総会インターネット配信のお知らせ」をご確認ください。
- ・株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産ならびに株主総会後に開催しておりました試食会は、中止させていただきます。

3. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・ご来場の株主様におかれましては、当日の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用や会場入口に設置された消毒液の使用など感染予防にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。
- ・当日の受付時に、検温を実施させていただき、37.5℃以上の発熱をされている株主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、係員がお声掛けをさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

今後、本対応に追加すべき事項等が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.suzumo.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2020年4月1日)
(至 2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に翻弄された一年となりました。製造業は、新型コロナウイルス感染症からいち早く回復した中国向け輸出の増加等により、総じて回復基調が持続しましたが、個人消費関連業種では、度重なる「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」による営業自粛等の影響により厳しい状況が続きました。今なお、新型コロナウイルス感染症が収束する見通しが立たない中、企業の景況感は二極化する状況となっております。

このような環境の下、当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外食・中食産業における設備投資計画の見直しや企業活動の停滞による影響があった一方で、事業者および最終消費者の衛生意識の高まり、テイクアウトやデリバリーといった外食産業の構造変化に伴う省人化の動きが加速し、そのような新たな需要の取り込みに注力してまいりました。

国内は、大手回転寿司チェーンを中心としたテイクアウト用の容器に移載する機能が搭載された寿司ロボットの需要拡大、巣ごもり需要を追い風にスーパーマーケットにおける海苔巻きロボット等の入替による販売拡大、食堂・レストラン業態を中心としたご飯のセルフ化に伴うご飯盛付けロボット (Fuarica) の製品需要が伸長いたしました。加えて、アルコール製剤を中心とした衛生資材の需要が拡大した結果、国内売上高は前連結会計年度を大きく上回りました。

海外は、世界各国におけるロックダウンや渡航制限等の経済活動への制限が強く、東南アジア地域における売上高は低迷したものの、北米、欧州、東アジア地域における海苔巻きロボットを中心とした寿司ロボットの販売が回復基調で推移し、海外売上高は前連結会計年度を上回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、94億86百万円 (前連結会計年度比6.2%増) と前連結会計年度を上回る結果となりました。国内・海外別の売上高の内訳は、国内売上高が72億64百万円 (同7.7%増)、海外売上高が22億21百万円 (同1.8%増) となりました。

当連結会計年度の国内海外別売上高

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	増減額	増減率
	百万円	百万円	百万円	%
国内	6,748	7,264	516	7.7
海外	2,182	2,221	39	1.8
合計	8,930	9,486	555	6.2

当連結会計年度の売上総利益は、新製品開発に伴う金型投資や生産管理システムへの投資といった中長期的な先行投資を行ったものの、売上高の増加により、43億94百万円（同3.5%増）と前連結会計年度を上回りました。

当連結会計年度の営業利益は、売上高の増加に加え、販売費および一般管理費が前連結会計年度と同水準で推移したことにより、9億19百万円（同20.1%増）と前連結会計年度を大きく上回りました。また、経常利益も9億20百万円（同31.1%増）と前連結会計年度を大きく上回りました。

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、売上高の増加に加え、当社の完全子会社であった北海道鈴茂販売株式会社を吸収合併したことに伴う抱合せ株式消滅差益41百万円を特別利益に計上したことにより、6億83百万円（同112.4%増）と前連結会計年度を大きく上回りました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、総額428百万円であります。その主なものは製品の金型の投資181百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第58期 (2018年3月期)	第59期 (2019年3月期)	第60期 (2020年3月期)	第61期 (2021年3月期)
売 上 高(千円)	9,111,798	8,186,503	8,930,153	9,486,060
経 常 利 益(千円)	1,236,750	696,016	702,284	920,782
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	833,147	468,620	321,680	683,399
1株当たり当期純利益	136円90銭	72円35銭	49円85銭	105円76銭
総 資 産(千円)	13,120,769	13,431,094	13,830,036	14,694,726
純 資 産(千円)	11,238,896	11,482,775	11,654,975	12,198,060

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出し表示しております。
 3. 第61期の状況につきましては、前記「(1)事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(5) 中長期的な会社の経営戦略と事業上および財務上の対処すべき課題

当社は、1961年に製菓機械メーカーとして創業、そして、1981年に世界初の量産型小型寿司ロボットを開発し、世界の約80カ国に寿司ロボットを販売する世界シェアNo.1企業へと成長してまいりました。

事業成長と社会的価値向上による企業価値の最大化を図るために、「既存マーケットの拡大と深耕を推進する」「新たな成長分野・事業を構築する」「事業の成長に資する投資を積極的に実行する」の3点を対処すべき重要課題と定め、当社の中長期的な経営戦略を以下のように策定しております。

① 成長戦略

・国内戦略

当社が市場シェアの約80%を占める寿司ロボットのマーケットは、成熟期を迎えています。この寿司マーケットに続く、未導入の業態や店舗が多く存在する盛付けマーケットの創造を推進します。また、マーケティング・開発体制の強化と社外ネットワークを活用したオープンイノベーションを推進し、「世の中にない」「社会を豊かにする」製品開発を強化します。

重点取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 盛付けロボットのマーケット拡大 ● 食品工場向け大型機領域での業界トップの製品確立 ● 米飯加工以外の製品開発の強化 ● SUZUMOブランドの消費者への浸透
--------	--

・海外戦略

寿司、おむすびなどの米飯食は世界的レベルで認知度が高まっており、市場の拡大が見込まれます。海外マーケットのさらなる成長を実現していくために、北米・アジア・欧州の主要3市場の深耕と中東などの第4の市場創造を推進します。

北米	日本食の大衆化が進んでおり、既存顧客への深耕と潜在顧客へのアプローチを拡大するため、提携も含めた外部との連携、販売・サービス拠点の拡大、新たな米飯加工品の提案を推進。
アジア	経済発展に伴い、日本食市場が急速に拡大しており、日系企業の進出サポートや現地企業の商品開発・品質等のコンサルテーションを推進し、「日本食先進国」を拡大させる。
欧州	日本食の普及が進む一方、事業者と消費者への日本的米飯食の広がりは一時的。拠点の新設、販売店網の再編を通じて、現地大手事業者との市場拡大に向けた取り組みを推進。
中東他	現地や日本の事業者、食材や厨房事業者と事業の垣根を越えて連携し、日本食のバリューチェーンを構築し、米飯市場を創造する取り組みを推進。

・新規事業の創出

「社会変化：食のライフスタイル・未来像」「技術基盤：米飯加工関連技術×新技術」「事業ネットワーク：グローバルフードバリューチェーン」の3つのテーマを柱に、自前主義から脱却し、M&A・提携を活用し、外部との共創により、これまでの枠を超えた新製品・新規事業の創出を図ります。

② 資本・財務戦略

事業を成長させるための新製品・新事業投資、設備投資、無形資産投資を積極的に推進し、企業価値の最大化を図ります。

新製品・新事業投資	●外部との共創を積極的に進めるM&A、アライアンス等の投資
設備投資	●新製品開発に伴う金型投資 ●売上規模拡大に伴う生産および販売能力の拡張への投資 ●生産性の向上を進めるためのITシステム投資
無形資産投資	●事業競争力を向上させる人材、ブランド、研究開発への投資

安定配当を基本方針とした株主還元を行い、機関投資家および個人投資家向けIRの積極的な推進と国内外への情報開示を強化してまいります。

株主還元	●安定配当 年間配当20円以上
資本市場との対話	●機関投資家および個人投資家IRの積極的推進 ●情報開示の強化
株式インセンティブ	●全グループ従業員（国内）を対象とした「譲渡制限付株式付与制度」の導入 ●当社役員を対象とした「譲渡制限付株式報酬制度」の導入

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社セハーージャパン	東京都台東区	百万円 16	100%	アルコール系洗剤・除菌剤の製造および販売
Suzumo International Corporation	米国 カリフォルニア州	千US\$ 475	100%	当社製品の販売
Suzumo Singapore Corporation Pte. Ltd.	シンガポール タゴール	千S\$ 500	85%	当社製品の販売

(注) 当社は、2021年1月1日付にて完全子会社であった北海道鈴茂販売株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、寿司ロボット、おむすびロボットおよびアルコール製剤等の製造および販売を行っております。

(8) 主要な営業所および工場

本社および工場	本 社	東京都練馬区
	東京工場	埼玉県比企郡
営業所	札幌営業所	北海道札幌市
	仙台営業所	宮城県仙台市
	名古屋営業所	愛知県名古屋市
	大阪営業所	大阪府箕面市
	広島営業所	広島県広島市
	九州営業所	福岡県福岡市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
401名	16名増

(注) 当連結会計年度末日の従業員数を記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,480,000株
- (3) 株主数 2,298名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鈴 木 節 子	1,300,240株	20.18%
G U L F J A P A N 1	867,300株	13.46%
鈴 木 美 奈 子	813,000株	12.62%
鈴 木 映 子	813,000株	12.62%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	423,600株	6.57%
鈴 茂 器 工 取 引 先 持 株 会	297,040株	4.61%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	145,800株	2.26%
立 花 証 券 株 式 会 社	120,100株	1.86%
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	98,500株	1.53%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	95,800株	1.49%

(注) 持株比率は、自己株式(35,598株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木美奈子	株式会社セーバージャパン取締役会長 Suzumo International Corporation取締役会長
専務取締役	谷口徹	海外事業本部管掌兼管理本部管掌
取締役	中村健司	営業本部長
取締役	村瀬康宏	海外事業本部長 Suzumo Singapore Corporation Pte. Ltd. 取締役
取締役	金井俊男	生産本部長兼東京工場長
取締役	高橋正己	株式会社ロイヤルメディカルクラブ代表取締役社長 株式会社エコス 取締役
取締役	高橋昭夫	バイオマス・フューエル株式会社 社外取締役 株式会社MTG 社外取締役
取締役	橋本泰	京都きもの友禅株式会社 社外取締役 合同会社ブリッジパートナーズ代表社員
常勤監査役	瀬川和彦	
監査役	宇佐公興	
監査役	村井淳也	村井法律会計事務所 弁護士

- (注) 1. 2020年6月26日開催の第60回定時株主総会をもって、取締役立木成氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 2020年6月26日開催の第60回定時株主総会において、橋本泰氏が取締役任に、新たに選任され就任いたしました。
3. 取締役高橋正己氏、高橋昭夫氏および橋本泰氏は、社外取締役にあります。また、高橋正己氏および高橋昭夫氏は東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に独立役員届出書を提出しております。
4. 監査役瀬川和彦氏、宇佐公興氏および村井淳也氏は、社外監査役にあります。また、宇佐公興氏および村井淳也氏は東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に独立役員届出書を提出しております。
5. 監査役村井淳也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 重要な兼職先である法人等と当社との関係
- ①取締役高橋正己氏の兼職先である株式会社ロイヤルメディカルクラブおよび株式会社エコスと当社との間には特別の関係はありません。
- ②取締役高橋昭夫氏の兼職先であるバイオマス・フューエル株式会社および株式会社MTGと当社との間には特別の関係はありません。
- ③取締役橋本泰氏の兼職先である京都きもの友禅株式会社および合同会社ブリッジパートナーズと当社との間には特別の関係はありません。
- ④監査役村井淳也氏の兼職先である村井法律会計事務所と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動
該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (4名)	154百万円 (22百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	12百万円 (12百万円)
合 計	12名	166百万円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。

(4) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2003年6月27日開催の第43期定時株主総会において年額2億5,000万円以内と決議しております。(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2000年6月28日開催の第40期定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

(5) 取締役の個人別の報酬等に関する決定方針

① 取締役の個人別の報酬等に関する決定方針の決定の方法

2021年2月10日開催の取締役会決議により決定しております。

② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、金銭による基本報酬のみで構成され、業績連動報酬や非金銭報酬等は支給しないものとする。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、当社全体の業績を俯瞰しつつ業務執行を統括する代表取締役が個々の業務執行取締役の報酬の内容を決定することが適切であると考え、代表取締役社長がその具体的内容の決定について取締役会より委任をうけるものとし、その権限の内容は、株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で、各取締役の基本報酬の額について決定するものとする。

- ⑤ 当該事業年度に係る取締役の報酬等の内容が上記方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

代表取締役は、上記取締役の個人別の報酬等の決定方針に基づいて、取締役の役位、職責、在任年数、当社の業績、従業員給与の水準を踏まえて当該事業年度に係る取締役の個人別報酬額を決定しており、取締役会は、当該決定内容は取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しています。

(6) 社外役員に関する事項

① 社外取締役の当事業年度における主な活動状況

- イ. 取締役会への出席状況については、当事業年度開催の取締役会全15回のうち、取締役高橋正己氏および取締役高橋昭夫氏は全回出席し、取締役橋本泰氏は就任後の取締役会全10回全てに出席しております。
- ロ. 取締役会における発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要については、高橋正己氏は、金融・物流・建設・流通・医療等の幅広い分野における経営経験等を活かし、取締役会をはじめ適宜、必要な助言・提言を行いました。高橋昭夫氏は、証券会社、投資会社等多岐にわたる業界での豊富な経営経験等を活かし、取締役会をはじめ適宜、必要な助言・提言を行いました。また、橋本泰氏は、金融機関、投資会社等多岐にわたる業界での豊富な経営経験等を活かし、取締役会をはじめ適宜、必要な助言・提言を行いました。

② 社外監査役の当事業年度における主な活動状況

- イ. 取締役会への出席状況については、当事業年度開催の取締役会全15回のうち、監査役瀬川和彦氏、監査役宇佐公興氏および監査役村井淳也氏ともに全回出席となっております。また、監査役会の出席状況については、当事業年度開催の監査役会全13回のうち、監査役瀬川和彦氏、監査役宇佐公興氏および監査役村井淳也氏ともに全回出席となっております。
- ロ. 取締役会および監査役会における発言状況については、業務監査等の観点からそれぞれ必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 21百万円
- ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 21百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、会計監査人としての適格性、独立性、信頼性が確保できないと認められる場合、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」は、次のとおりであります。

- ① 当社および当社企業グループ会社（以下、「当社グループ」という）の取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、継続的な発展を追求し『食の「おいしい」や「温かい」を世界の人々へ』をビジョンとして掲げ、社是（誠実、情熱、創造）に則った行動規範を社訓として制定し、当社代表取締役がその精神を全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点としている。

当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、それぞれの立場で自らの問題としてとらえ業務運営にあたっている。統括的な組織としては、当社社長直轄の監査室が法令・定款に適合しているかを内部監査を行うことにより確認するとともに、重要な事項については、顧問弁護士や会計監査人に指導・助言を得て取り組めるような専管組織として位置づけられている。

当社グループは、反社会的勢力との関係については、これを一切持たず、不当な要求には毅然とした対応をとることにしている。

また、当社は当社グループの取締役および使用人等がコンプライアンス上、疑義ある行為があったとの情報があれば、常勤監査役、監査室長に連絡し適正な対応をとることにしている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理することとしている。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは「情報セキュリティ」や「品質リスク」を未然に防ぐとともに軽減する危機管理組織を設置している。情報セキュリティについては管理部門が情報セキュリティポリシーに基づいて情報の収集と取扱いの管理を徹底している。また、生産部門においては、IS09001の品質マネジメントシステムを中心として適正な品質と品質の改善ができる品質保証体制の更なる充実と従業員の環境・安全に取り組んでいく組織として「安全衛生委員会」が設けてある。

不測の事態が発生した場合には、当社社長指揮下の「緊急対策本部」を設けて情報収集と社内外への情報開示を行うとともに、原因の究明と再発防止策に努めることとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役および監査役の役員構成であり、それぞれ高い見識、専門知識、経験をもって職務遂行に努めている。定例の取締役会は毎月1回開催し重要な事項の決定ならびに取締役の業務執行報告を実施している。また、適宜必要かつ重要な事項については臨時の取締役会を開催している。また、取締役会にはすべての監査役が出席し業務監査機能の強化を図っている。

業務の運営については、将来の事業環境の変化を踏まえ中期経営計画および各年度予算計画を立案し、具体的な施策を実施している。

なお、組織的には「経営会議」、「営業会議」、「開発会議」などを通して業務の効率的推進を図っている。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの内部統制に関する担当部署として監査室が位置づけされている。経営については、グループ会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件の協議を適宜に行うこととしている。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととする。なお、補助すべき期間は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、人事異動および人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとし、監査役に当該報告を行った者が報告をしたことを理由として、不利な取

扱いを受けないこととする。また、監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会や重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書や業務遂行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っている。

また、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制の整備を行うこととしている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 当社グループの取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、継続的な発展を追求し『食の「おいしい」や「温かい」を世界の人々へ』をビジョンとして掲げ、社是（誠実、情熱、創造）に則った行動規範を社訓として制定し、当社代表取締役がその精神を全使用人に対して各種会議や朝礼等を通じて伝達することにより、法令ならびに社会倫理を遵守するための取り組みを継続的に行っております。それに伴い、法令・定款を遵守し統制のとれた行動ができていくかを内部監査により確認し、適切な業務運営にあたっております。

また、当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断について、「反社会的勢力対応規程」により、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めるとともに、基本契約書への反社会的勢力排除条項の記載、警察や弁護士等の外部専門機関との緊密な連携等、関係を遮断する体制を構築しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に保存・管理しております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける「情報セキュリティ」については、管理部門が情報セキュリティポリシーに基づいて情報の収集と取扱いの管理を徹底しております。「品質リスク」については、生産部門がISO9001の品質マネジメントシステムを中心として、品質保証体制の更なる充実に取り組んでおります。また、毎月開催の安全衛生委員会において、従業員の環境・安全に関する取り組みを実施しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社外取締役3名を含む取締役8名は、取締役会規則に基づき、原則月1回開催（当事業年度は15回開催）される取締役会に出席し、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるよう努めております。取締役会では、経営に関する重要事項の審議、

業務執行の決定、各取締役の業務執行報告を行っております。

業務の運営については、毎月開催の経営会議、開発会議、営業会議などを通して効率的推進を図っております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件の協議を適宜に行うことにより、子会社の経営管理を実施しております。経営企画部主催により、毎月開催している経営報告会等において、子会社役員から月次業績や経営計画の進捗状況および業務執行状況等について報告を受け、情報の共有化を図るとともに重要案件の協議を行っております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、当期において監査役から監査役スタッフを置く必要があるとの申し出は受けておりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととしております。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役3名（すべて社外監査役）は、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。また、取締役会、経営会議、営業会議その他の重要な会議への出席、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧を通じて、当社グループの経営状況を監視しております。更には、会計監査人等との間で定期的に情報交換等を行い、取締役および使用人等から定期的な報告を受け、内部統制システムの構築および運用状況の確認をしております。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づく内部統制システムを整備・運用しております。年1回の内部監査を実施することで内部統制の有効性および適正性の評価・検証を行い、その結果について担当役員および代表取締役に報告のうえ、内部統制報告書を提出しております。

以上

(注) 本事業報告に記載の数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,568,730	流動負債	1,382,112
現金及び預金	7,342,853	買掛金	468,338
受取手形及び売掛金	1,321,992	未払金	128,935
電子記録債権	16,709	未払費用	148,041
たな卸資産	1,801,579	未払法人税等	231,658
その他	85,595	未払消費税等	68,321
固定資産	4,125,996	賞与引当金	175,749
有形固定資産	2,906,199	その他	161,066
建物及び構築物	1,492,988	固定負債	1,114,552
機械装置及び運搬具	44,653	繰延税金負債	965
工具器具備品	239,517	退職給付に係る負債	1,035,616
土地	1,125,607	役員退職慰労引当金	8,765
その他	3,431	その他	69,206
無形固定資産	205,053	負債合計	2,496,665
投資その他の資産	1,014,743	純資産の部	
投資有価証券	411,383	株主資本	12,246,058
繰延税金資産	439,481	資本金	1,154,418
その他	172,558	資本剰余金	982,960
貸倒引当金	△ 8,680	利益剰余金	10,160,882
資産合計	14,694,726	自己株式	△ 52,202
		その他の包括利益累計額	△ 62,004
		その他有価証券評価差額金	99,568
		為替換算調整勘定	△ 38,752
		退職給付に係る調整累計額	△ 122,820
		非支配株主持分	14,006
		純資産合計	12,198,060
		負債及び純資産合計	14,694,726

連結損益計算書

（ 自 2020年4月1日 ）
（ 至 2021年3月31日 ）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		9,486,060
売 上 原 価		5,091,604
売 上 総 利 益		4,394,456
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,475,279
営 業 利 益		919,177
営 業 外 収 益		17,089
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,637	
受 取 手 数 料	1,347	
受 取 保 険 金	1,674	
助 成 金 収 入	6,858	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	4,572	
営 業 外 費 用		15,484
支 払 利 息	370	
手 形 売 却 損	192	
売 上 割 引	2,312	
為 替 差 損	4,886	
譲 渡 制 限 付 株 式 関 連 費 用	3,321	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	3,843	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	557	
経 常 利 益		920,782
特 別 利 益		41,516
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	41,516	
特 別 損 失		174
固 定 資 産 除 却 損	174	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		962,124
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	345,003	
法 人 税 等 調 整 額	△ 67,147	277,856
当 期 純 利 益		684,268
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		868
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		683,399

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,154,418	982,960	9,606,827	△ 22,043	11,722,162
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△ 129,324	—	△ 129,324
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	683,399	—	683,399
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△ 31,105	△ 31,105
自 己 株 式 の 処 分	—	—	△ 19	946	926
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	554,054	△ 30,158	523,895
当 期 末 残 高	1,154,418	982,960	10,160,882	△ 52,202	12,246,058

残高及び変動事由	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	72,215	△ 2,388	△ 150,657	△ 80,831	13,644	11,654,975
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△ 129,324
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	683,399
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△ 31,105
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	926
連 結 範 囲 の 変 動	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	27,353	△ 36,363	27,837	18,827	362	19,189
当 期 変 動 額 合 計	27,353	△ 36,363	27,837	18,827	362	543,085
当 期 末 残 高	99,568	△ 38,752	△ 122,820	△ 62,004	14,006	12,198,060

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社の数 3社
 - 連結子会社の名称 株式会社セハーージャパン
Suzumo International Corporation
Suzumo Singapore Corporation Pte. Ltd.
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社数 1社
 - 会社の名称 Bluefin Trading LLC
 - (2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度の末日は、12月31日であり、連結計算書類作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結会計年度の末日までに発生した重要な取引は連結上必要な調整をすることとしております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ①有価証券の評価基準および評価方法
 - 満期保有目的の債券…………… 原価法を採用しております。
 - 子会社株式…………… 移動平均法による原価法を採用しております。
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - 時価のないもの…………… 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ②たな卸資産の評価基準および評価方法
 - 通常の販売目的で保有するたな卸資産
 - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - 商品、製品、原材料、仕掛品…………… 総平均法を採用しております。
 - 貯蔵品…………… 最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………(イ)リース資産以外の有形固定資産
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

工具器具備品 2～20年

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

②無形固定資産……………(イ)リース資産以外の無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

③長期前払費用……………均等償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

③未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

ただし、その効果の発現が将来にわたって見込まれない場合は一時償却しております。

5. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他の営業外収益」に含めておりました「助成金収入」（前連結会計年度1,405千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他の営業外費用」に含めておりました「譲渡制限付株式関連費用」（前連結会計年度159千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形割引高	5,200千円
受取手形裏書譲渡高	214,495千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,492,238千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	6,480,000株	—	—	6,480,000株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,762株	22,476株	640株	35,598株

- (注) 普通株式の自己株式の増減数の内訳は、次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------------|---------|
| 取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 | 20,000株 |
| 譲渡制限付株式報酬制度における無償取得による増加 | 2,224株 |
| 単元未満株式の買取による増加 | 252株 |
| 譲渡制限付株式報酬制度における自己株式の処分による減少 | 640株 |

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	129,324	20	2020年3月31日	2020年6月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2021年6月29日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議しております。

- ①配当金の総額…………… 128,888千円
 ②配当の原資……………利益剰余金
 ③1株当たり配当額…………… 20.00円
 ④基準日……………2021年3月31日
 ⑤効力発生日……………2021年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要に応じて短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど2か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

連結子会社についても、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください）。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	7,342,853	7,342,853	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,321,992	1,321,992	—
(3) 電子記録債権	16,709	16,709	—
(4) 投資有価証券 其他有価証券	243,553	243,553	—
資産計	8,925,108	8,925,108	—
(1) 買掛金	468,338	468,338	—
負債計	468,338	468,338	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権
これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表 計上額(千円)
非上場株式	167,829

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

資産除去債務に関する注記

連結貸借対照表に計上していない資産除去債務

当社グループは、一部の事務所および営業所において、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等の計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,890円64銭
1株当たり当期純利益	105円76銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載の数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,674,038	流 動 負 債	1,177,330
現金及び預金	6,892,382	買掛金	361,901
受取手形	78,313	リース債務	23,744
電子記録債権	16,709	未払金	116,668
売掛金	1,042,639	未払費用	139,498
商品	10,073	未払法人税等	187,741
製品	948,663	未払消費税等	63,828
原材料	386,074	前受金	94,744
仕掛品	222,256	預り金	15,388
貯蔵品	3,436	賞与引当金	173,795
前払費用	59,175	その他の流動負債	18
その他の流動資産	14,315	固 定 負 債	920,184
固 定 資 産	4,262,724	リース債務	58,181
有 形 固 定 資 産	2,893,871	長期未払金	8,741
建物	1,466,365	退職給付引当金	853,261
構築物	26,137		
機械及び装置	32,779	負 債 合 計	2,097,515
車両運搬具	7,630		
工具器具備品	235,350		
土地	1,125,607		
無 形 固 定 資 産	202,360		
ソフトウェア	201,701	純 資 産 の 部	
電話加入権	659	株 主 資 本	11,739,678
投資その他の資産	1,166,491	資本金	1,154,418
投資有価証券	250,213	資本剰余金	982,960
関係会社株	411,820	資本準備金	982,960
出資	6,710	利益剰余金	9,654,502
長期貸付金	16,470	利益準備金	110,000
長期前払費用	71,371	その他利益剰余金	9,544,502
破産更生債権等	145	別途積立金	1,800,000
差入保証金	28,637	繰越利益剰余金	7,744,502
会員権等	17,400	自 己 株 式	△ 52,202
繰延税金資産	351,280	評価・換算差額等	99,568
保険積立金	21,122	その他有価証券評価差額金	99,568
貸倒引当金	△ 8,680	純 資 産 合 計	11,839,247
資 産 合 計	13,936,762	負 債 及 び 純 資 産 合 計	13,936,762

損 益 計 算 書

(自 2020年4月1日
至 2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,163,940
売 上 原 価		4,486,893
売 上 総 利 益		3,677,047
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,993,775
営 業 利 益		683,272
営 業 外 収 益		77,360
受 取 利 息 及 び 配 当 金	70,425	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	6,935	
営 業 外 費 用		5,874
手 形 売 却 損	118	
売 上 割 引	2,312	
譲 渡 制 限 付 株 式 関 連 費 用	3,321	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	122	
経 常 利 益		754,758
特 別 利 益		41,516
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	41,516	
特 別 損 失		174
固 定 資 産 除 却 損	174	
税 引 前 当 期 純 利 益		796,100
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	260,341	
法 人 税 等 調 整 額	△ 57,548	202,792
当 期 純 利 益		593,307

株主資本等変動計算書

（ 自 2020年4月1日
至 2021年3月31日 ）

（単位：千円）

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	1,154,418	982,960	110,000	1,800,000	7,280,539
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 129,324
当期純利益	—	—	—	—	593,307
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	△ 19
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	463,962
当 期 末 残 高	1,154,418	982,960	110,000	1,800,000	7,744,502

残高及び変動事由	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△ 22,043	11,305,874	72,215	11,378,089
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	—	△ 129,324	—	△ 129,324
当期純利益	—	593,307	—	593,307
自己株式の取得	△ 31,105	△ 31,105	—	△ 31,105
自己株式の処分	946	926	—	926
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	27,353	27,353
当期変動額合計	△ 30,158	433,803	27,353	461,157
当 期 末 残 高	△ 52,202	11,739,678	99,568	11,839,247

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

満期保有目的の債券……………原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品、製品、原材料、仕掛品……………総平均法を採用しております。

貯蔵品……………最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………(イ)リース資産以外の有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～50年

工具器具備品 2～20年

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(2) 無形固定資産……………(イ)リース資産以外の無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ロ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(3) 長期前払費用……………均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」の「その他の営業外費用」に含めておりました「譲渡制限付株式関連費用」（前事業年度159千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1. 受取手形割引高	5,200千円
受取手形裏書譲渡高	185,139千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	3,455,329千円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
短期金銭債権	149,328千円
短期金銭債務	16,333千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	632,364千円
仕入高	244,424千円
営業取引以外の取引高	67,791千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

35,598株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	38,502千円
投資有価証券評価損	6,330千円
会員権評価損	1,837千円
電話加入権評価損	1,006千円
貸倒引当金	2,657千円
未払事業税等	14,535千円
未払金	8,018千円
賞与引当金	53,216千円
退職給付引当金	261,268千円
役員退職慰労金	2,676千円
一括償却資産	1,669千円
減価償却超過額	2,434千円
株式報酬費用	6,953千円
繰延税金資産小計	<u>401,108千円</u>
評価性引当額	<u>△14,508千円</u>
繰延税金資産合計	<u>386,599千円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△35,319千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>351,280千円</u>

資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上していない資産除去債務

当社は、一部の営業所において、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する貸借資産の使用期間が明確でなく、移転等の計画もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,837円14銭
1株当たり当期純利益	91円81銭

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 記載の数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

鈴茂器工株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 宮崎 哲 ㊟

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 上西 貴之 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、鈴茂器工株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鈴茂器工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

鈴茂器工株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮崎 哲 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上西 貴之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、鈴茂器工株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

鈴茂器工株式会社 監査役会

常勤監査役 瀬川和彦 ⑩

監査役 宇佐公興 ⑩

監査役 村井淳也 ⑩

(注) 監査役瀬川和彦、宇佐公興および村井淳也は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要事項のひとつとして認識しております。具体的には、安定的な配当を基本にしながら、財務状況や今後の事業展開等を考慮し、総合的な判断により剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
- | | |
|--------|--------------|
| 当社普通株式 | 1株につき金20円 |
| 配当総額 | 128,888,040円 |

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日

第2号議案 取締役5名選任の件

現任取締役は、全員本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役3名を含む取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
1	鈴木美奈子 (1961年8月30日生)	2003年9月 当社入社 社長室長 2004年1月 当社社長室長兼管理本部システム統括部長 2004年6月 当社取締役管理本部長兼システム統括部長 2007年6月 当社常務取締役 2016年10月 当社取締役副社長 2017年6月 当社代表取締役社長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社セハージャパン取締役会長 Suzumo International Corporation取締役会長	813,000株
2	谷口徹 (1968年7月6日生)	2015年4月 当社入社 経営企画部長 2019年6月 当社専務取締役海外事業本部管掌兼管理本部管掌（現任）	1,700株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	<p style="text-align: center;">たか はし まさ み 高 橋 正 己 (1945年1月24日生)</p>	<p>1968年4月 株式会社埼玉銀行（現株式 会社りそな銀行）入行</p> <p>1991年4月 株式会社あさひ銀行（現株 式会社りそな銀行）英国証 券会社社長</p> <p>1996年6月 株式会社あさひ銀行（現株 式会社りそな銀行）取締役 国際部長</p> <p>2002年4月 トーヨーカネット株式会 社代表取締役副社長</p> <p>2002年10月 トーヨーカネットソリューシ ョンズ株式会社 代表取締 役社長</p> <p>2004年1月 株式会社ロイヤルメディカ ルクラブ 代表取締役社長 （現任）</p> <p>2005年5月 株式会社エコス 取締役 （現任）</p> <p>2015年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 株式会社ロイヤルメディカルクラブ代表 取締役社長 株式会社エコス取締役</p>	1,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">たか はし あき お 高 橋 昭 夫 (1956年3月15日生)</p>	<p>1978年4月 大和証券株式会社入社 2009年9月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）専務取締役 2012年6月 株式会社大和証券グループ本社 取締役兼執行役員副社長 2015年4月 株式会社大和インベストメント・マネジメント 代表取締役社長 2017年7月 バイオマス・フューエル株式会社 社外取締役（現任） 2019年6月 当社社外取締役（現任） 2019年12月 株式会社MTG 社外取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 バイオマス・フューエル株式会社社外取締役 株式会社MTG社外取締役</p>	2,000株
5	<p style="text-align: center;">はし もと やすし 橋 本 泰 (1967年12月3日生)</p>	<p>1990年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行 2003年3月 株式会社ベーシックキャピタルマネジメント出向 2007年9月 オリジナル キャピタル ホールディングス アジア ホンコン リミテッド エグゼクティブディレクター 2009年7月 同上 日本における代表者 2014年6月 株式会社海外需要開拓支援機構 執行役員 2018年6月 京都きもの友禅株式会社社外取締役（現任） 2018年6月 合同会社ブリッジパートナーズ 代表社員（現任） 2020年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 京都きもの友禅株式会社社外取締役 合同会社ブリッジパートナーズ代表社員</p>	0株

- (注) 1. 橋本泰氏は、当社の資本業務提携先であるMizuho Gulf Capital Partners Ltdの指名候補者であります。同氏と当社との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
2. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高橋正己氏、高橋昭夫氏および橋本泰氏は、社外取締役候補者であります。高橋正己氏および高橋昭夫氏は、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に独立役員届出書を提出しております。
4. 高橋正己氏を社外取締役候補者とした理由は、金融・物流・建設・流通・医療等の幅広い分野における経営経験と国内外の豊富なネットワークを当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。選任後も、このような観点から従来の枠組みにとらわれない幅広い見識を当社経営に反映していただき、また、当社の経営監督機能をさらに強化するため尽力いただくことを期待しております。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって6年になります。
5. 高橋昭夫氏を社外取締役候補者とした理由は、証券会社、投資会社等多岐にわたる業界での豊富な経営経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。選任後も、このような観点からその専門的な知見を当社経営に反映させていただき、また、当社の経営監督機能をさらに強化するため尽力いただくことを期待しております。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年になります。
6. 橋本泰氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関、投資会社等多岐にわたる業界での豊富な経営経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただけるものと判断したためであります。選任後も、このような観点からその専門的な知見を当社経営に反映させていただき、また、当社の経営監督機能をさらに強化するため尽力いただくことを期待しております。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年になります。
7. 当社と高橋正己氏、高橋昭夫氏および橋本泰氏は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。三氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となり、また、2021年6月に保険期間が満了した場合、当該保険契約を同様の内容で更新する予定です。

なお、当該保険契約の概要は、次のとおりです。

填補の対象となる保険事故に関しては、株主や第三者等から損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の保険会社の免責事由があります。保険料は、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

1. 提案の理由

当社の取締役報酬等の額は2003年6月27日開催の株主総会において、年額2億5,000万円以内とご承認いただいております。今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役は3名）となります。

2. 対象取締役に對して付与する譲渡制限付株式の上限数および上限額

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生じる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年32,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、下記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。

この場合において、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とします。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、以下の理由から相当なものであると判断しております。

- (1) 本議案に基づく譲渡制限付株式には、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間が設定され、かつ、一定の事由による無償取得が定められること。
- (2) 本議案に基づき付与する譲渡制限付株式の上限数の発行済株式総数に占める割合（希釈化率）は軽微であること。
- (3) 本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額で定められるものであること。

なお、当社は2021年2月10日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、同年6月29日開催予定の取締役会において、上記基本方針を本議案の内容に沿った形で変更することを予定しております。

(ご参考)

当社は2021年4月14日より執行役員制度を導入いたしました。については、本議案が承認されることを条件として、当社の執行役員に対して、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

なお、当社は、既に当社の従業員および当社子会社の取締役および従業員に対して、譲渡制限付株式を付与しております。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場 ホテルカデンツァ東京 2階アゼリア

(旧 ホテルカデンツァ光が丘)

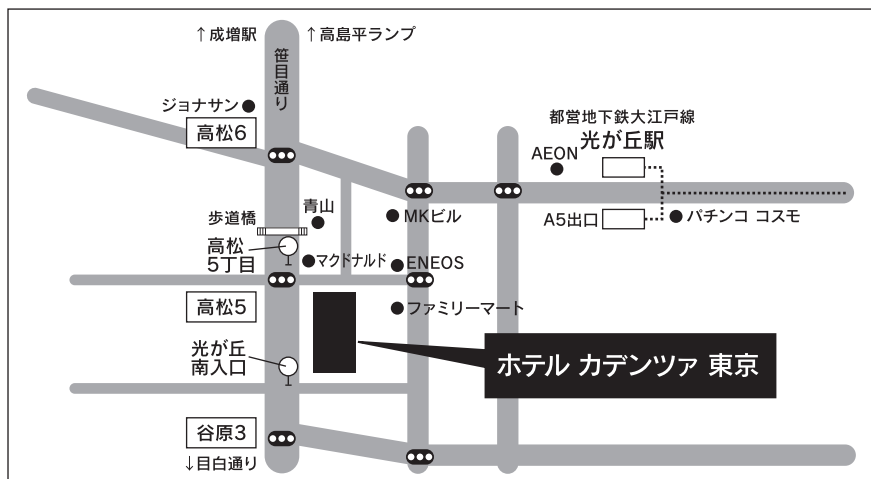
〒179-0075 東京都練馬区高松 5-8-20 J.CITY TEL.03-5372-4411

交通 ■都営地下鉄大江戸線 光が丘駅 A5 出口より徒歩 15 分

■東京メトロ有楽町線・副都心線 地下鉄成増駅 3 番出口より送迎バス約 15 分

(ホテルバス 9:03 9:15 9:30)

※東武東上線成増駅ご利用の株主様は上記「地下鉄成増駅」からホテルバスをご利用下さい。



成増駅ホテル送迎バス乗り場 ご案内図

